

5 水管 第 2859 号
令和 6 年 2 月 8 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第 438 号）

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量に係る数量について別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和四年十二月二十七日農林水産省告示第二千二百三十五号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域）に関する令和5管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分及びめかじき（南西太平洋海域）にあつては令和5年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和5年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 くろまぐろ（大型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>6,745.7</u> トン 二～三 （略） 第三～五 （略）	くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域）に関する令和5管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分及びめかじき（南西太平洋海域）にあつては令和5年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和5年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 くろまぐろ（大型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>6,776.8</u> トン 二～三 （略） 第三～五 （略）

- 昨年12月、令和4管理年度のくろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)において、漁業者から報告された一部の漁獲実績(0.6トン分)が集計から漏れていたことが判明。
- かつお・まぐろ漁業(IQ管理区分)は、未利用分を翌管理年度の留保へ繰り入れていることから、令和5管理年度の留保及び漁獲可能量が同数分、減少する。

○令和5管理年度(今回諮問)

単位：トン

	R5 漁獲可能量	修正による 差し引き	変更後R5 漁獲可能量
大臣管理区分	4,769.9	－	4,769.9
都道府県知事管理区分	1,906.6	－	1,906.6
国留保	100.3	▲0.6	99.7
合計	6,776.8	▲0.6	6,776.2

1

令和4管理年度の漁獲実績(参考)

修正前

単位：トン

	漁獲可能量	漁獲実績※1	未利用分	繰越上限	繰越実績
大臣管理区分	4,704.3	4,419.4	284.9	439.0	250.2
大中型まき網漁業	(3,925.2)	(3,675.9)	(249.3)	(362.9)	(249.3)
かじき等流し網漁業等	(22.0)	(21.1)	(0.9)	(2.1)	(0.9)
かつお・まぐろ漁業	(757.1)	(722.5)	(34.6)	(74.0)	(0.0)
都道府県	2,022.7	1,805.7	217.0	172.0	137.0
留保	62.4	31.6	30.8	－	145.6
国全体	6,789.4	6,256.6	532.8	954.3	532.8



修正後

単位：トン

	漁獲可能量	漁獲実績※1	未利用分	繰越上限	繰越実績
大臣管理区分	4,704.3	4,420.0	284.2	439.0	250.2
大中型まき網漁業	(3,925.2)	(3,675.9)	(249.3)	(362.9)	(249.3)
かじき等流し網漁業等	(22.0)	(21.1)	(0.9)	(2.1)	(0.9)
かつお・まぐろ漁業	(757.1)	(723.2)	(33.9)	(74.0)	(0.0)
都道府県	2,022.7	1,805.7	217.0	172.0	137.0
留保	62.4	31.6	30.8	－	145.6
国全体	6,789.4	6,257.2	532.2	954.3	532.2

※1 漁獲実績は、小数第2位を切り上げた数量。そのため、国全体の合計値が一致しない場合がある。

※2 都道府県の数量は、すべて各都道府県の合計を足し合わせた数量。

- 青森県より、令和5年12月付で令和3管理年度未報告事案の再調査結果として、小型魚2.7トン、大型魚85.4トンの未報告があったとの報告。
- これは、令和4年8月付で報告あった未報告数量(小型魚0.8トン、大型魚54.9トン)から、小型魚1.9トン、大型魚30.5トンの増加となる。
- 今回の追加報告後の実績で再計算した結果、青森県は大型魚について45.2トンの枠超過となる(超過分のうち、14.7トンは青森県の令和4管理年度の漁獲可能量から差し引き済み。残りの超過分はシート4を参照)。

○ 追加報告を反映した令和3管理年度の漁獲実績

	最終漁獲枠 (A)	漁獲実績 (B)	未報告分として報告された量		前回からの 増加(E=D-C)	最終漁獲実績 (F=B+D)	(A) - (F)
			R4.8月 報告(C)	R5.12月 報告(D)			
小型魚	298.6	284.9	0.8	2.7	1.9	287.6	11.0
大型魚	489.7	449.5	54.9	85.4	30.5	534.9	▲45.2

※ 漁獲実績は、小数第2位を切り上げて計算。そのため、合計値が一致しない場合がある。

1

令和3管理年度における繰越数量の再々修正(小型魚)

追加報告①(令和4年11月21日水産政策審議会諮問)

単位：トン

	漁獲可能量	漁獲実績※2	未利用分	繰越上限	繰越数量
大臣管理区分	1,443.5	1081.7	361.7	160.6	154.4
(大中型まき網漁業)	(1,326.9)	(961.7)	(365.2)	(150.0)	(150.0)
(かじき等流し網漁業等※1)	(48.4)	(39.8)	(8.6)	(4.4)	(4.4)
(かつお・まぐろ漁業)	(68.2)	(80.3)	(▲12.1)	(6.2)	(0.0)
都道府県※3	2,741.6	2,268.2	473.4	176.9	172.9
留保	53.0	5.3	47.7	-	353.8
国全体	4,238.1	3,355.1	883	681.1	681.1

追加報告②(今回)

単位：トン

	漁獲可能量	漁獲実績※2	未利用分	繰越上限	繰越数量
大臣管理区分	1,443.5	1081.7	361.7	160.6	154.4
(大中型まき網漁業)	(1,326.9)	(961.7)	(365.2)	(150.0)	(150.0)
(かじき等流し網漁業等※1)	(48.4)	(39.8)	(8.6)	(4.4)	(4.4)
(かつお・まぐろ漁業)	(68.2)	(80.3)	(▲12.1)	(6.2)	(0.0)
都道府県※3	2,741.6	2,270.0	471.6	176.9	172.9
留保	53.0	5.3	47.7	-	353.8
国全体	4,238.1	3,356.9	881.2	681.1	681.1

※1 かじき等流し網漁業等： 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

※2 漁獲実績は、小数第2位を切り上げた数量。そのため、国全体の合計値が一致しない場合がある。

※3 都道府県の数量は、すべて各都道府県の合計を足し合わせた数量。

小型魚については、追加報告を反映してもなお、未利用分が国全体の繰越上限を超えていることから、国全体の繰越数量は減少しない。

2

令和3管理年度における繰越数量の再々修正(大型魚)

追加報告①(令和4年11月21日水産政策審議会諮問)

単位: トン

	漁獲可能量	漁獲実績 ^{※2}	未利用分	繰越上限	繰越数量
大臣管理区分	3,955.0	3,794.7	160.3	323.4	159.9
(大中型まき網漁業)	(3,373.3)	(3,230.0)	(143.3)	(306.3)	(143.3)
(かじき等流し網漁業等 ^{※1})	(10.3)	(9.9)	(0.4)	(0.9)	(0.4)
(かつお・まぐろ漁業)	(571.4)	(554.9)	(16.5)	(16.2)	(16.2)
都道府県 ^{※3}	1,925.2	1,781.6	143.6	155.4	134.2
留保	281.7	28.3	253.4	—	263.4
国全体	6,161.9	5,604.4	557.5	829.9	557.5

追加報告②(今回)

単位: トン

	漁獲可能量	漁獲実績 ^{※2}	未利用分	繰越上限	繰越数量
大臣管理区分	3,955.0	3,794.7	160.3	323.4	159.9
(大中型まき網漁業)	(3,373.3)	(3,230.0)	(143.3)	(306.3)	(143.3)
(かじき等流し網漁業等 ^{※1})	(10.3)	(9.9)	(0.4)	(0.9)	(0.4)
(かつお・まぐろ漁業)	(571.4)	(554.9)	(16.5)	(16.2)	(16.2)
都道府県 ^{※3}	1,925.2	1,812.1	113.1	155.4	134.2
留保	281.7	28.3	253.4	—	232.9
国全体	6,161.9	5,634.9	527.0	829.9	527.0

※1 かじき等流し網漁業等: 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

※2 漁獲実績は、小数第2位を切り上げた数量。そのため、国全体の合計値が一致しない場合がある。

※3 都道府県の数量は、すべて各都道府県の合計を足し合わせた数量。

大型魚については、未利用分が国全体の繰越上限未満のため、国全体の繰越数量が追加報告分(30.5トン)減少する。

3

国全体の繰越数量への影響(大型魚)

- 大型魚については、令和4管理年度以降の国全体の繰越数量が追加報告分(30.5トン)減少する。
- この減少分については、
 - ①青森県の漁獲可能量の超過数量であること
 - ②令和5管理年度は既に漁期末であり、消化状況が不明確であること
 - ③令和6管理年度の漁獲可能量が設定済みであること
 を踏まえ、令和6管理年度の青森県の漁獲可能量から同数を差し引くことで対応する。

令和3管理年度総括表

単位: トン

	漁獲可能量	漁獲実績	未利用分	繰越上限	繰越数量
国全体	6,161.9	5,634.9	527.0	829.9	527.0

30.5トンの繰越数量の減少により、翌年の漁獲可能量が30.5トン減少

令和4管理年度総括表

単位: トン

	漁獲可能量	漁獲実績	未利用分	繰越上限	繰越数量
国全体	6,758.9	6,257.2	501.7	954.3	501.7

30.5トンの繰越数量の減少により、翌年の漁獲可能量が30.5トン減少

令和5管理年度総括表(現時点)

単位: トン

	漁獲可能量	漁獲実績	未利用分	繰越上限	繰越数量
国全体	6,745.7	—	—	954.3	—

令和6管理年度の青森県の漁獲可能量から30.5トンを引き

7

4

漁獲可能量の変更概要（大型魚・再修正）

- 間もなく終了する令和5管理年度の漁獲可能量の減少については留保で対応する（今回の諮問内容）。
- 令和6管理年度の青森県の漁獲可能量から同数を差し引き、差し引いた数量は留保へ繰り入れて追加配分原資とする。
- 青森県からの差し引きは、毎年度5月頃に行う追加配分の際に併せて実施する予定（差し引いた数量で令和6管理年度を管理することについては、青森県も了解済み）。

○令和5管理年度（今回諮問）

単位:トン

	R5 漁獲可能量	超過量の 差し引き	変更後R5 漁獲可能量
大臣管理区分	4,769.9	-	4,769.9
都道府県知事管理区分	1,906.6	-	1,906.6
国留保	99.7	▲30.5	69.2
合計	6,776.2	▲30.5	6,745.7



○令和6管理年度（追加配分前の現時点）

単位:トン

	R6 漁獲可能量	超過量の 差し引き	変更後R6 漁獲可能量
大臣管理区分	4,820.2	-	4,820.2
都道府県知事管理区分	1,745.9	▲30.5	1,715.4
（うち青森県）	(508.0)	(▲30.5)	(477.5)
国留保	170.6	+30.5	201.1
合計	6,736.7	-	6,736.7

※超過数量を青森県の漁獲可能量から差し引き、留保へ繰り入れ。